

令和3年7月

公益財団法人 日本関税協会門司支部 御中

門司税関 業務部

関税分類の事前教示における提出書類等の取扱いの変更及び
たらこ製品の分類明確化のための通達改正のお知らせについて

貴会会員の皆様方には、平素から税関行政の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

本年2月22日に「関税分類の事前教示における照会書、見本等の郵送等による提出に係るトライアルの実施について」により事前教示の照会書等を郵送等により提出できるとした全国的なトライアルを実施する旨お知らせしていたところですが、関税法基本通達の改正により本年7月1日から郵送等が実施可能となりました。

また、たらこ製品の関税分類を明確化する観点から、国内分類例規（関税局長通達）が改正され、新設された「1604.20号 1. たらこ（たらこの卵）の調製品の関税分類について」は、本年10月1日以降申告される貨物について適用されることとなりました。

つきましては、ご多用中誠に恐縮に存じますが、貴会会員及び輸出入者等関係者への周知方よろしくお取り計らい願います。

改正内容を含めて、ご不明点等ございましたら、門司税関業務部関税鑑査官部門へご照会願います。

（添付物）

- 1 関税法基本通達の一部改正について（令和3年6月29日財関第498号）
- 2 国内分類例規の改正について
 - （1）分類例規の一部改正について（令和3年6月29日財関第516号）
 - （2）「1604.20号 1. たらこ（たらこの卵）の調製品の関税分類について」
 - （3）改正の主なポイント

【問合せ先】

門司税関業務部関税鑑査官部門

TEL：050-3530-8373

E-mail：moji-kansakan@customs.go.jp

財 関 第 4 9 8 号
令 和 3 年 6 月 2 9 日

各 税 関 長 殿
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

関 税 局 長 田 島 淳 志

関 税 法 基 本 通 達 の 一 部 改 正 に つ い て

関 税 法 基 本 通 達 (昭 和 4 7 年 3 月 1 日 蔵 関 第 1 0 0 号) の 一 部 を 下 記 の と お り 改 正 し、令 和 3 年 7 月 1 日 から 実 施 す る こ と と し た の で、了 知 の 上、貴 関 職 員 及 び 関 係 者 に 周 知 徹 底 さ れ た い。

記

関 税 法 基 本 通 達 の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 紙 「新 旧 対 照 表」 の 「改 正 前」 欄 に 掲 げ る 部 分 を 「改 正 後」 欄 に 掲 げ る よ う に 改 め る。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 提出書類等</p> <p>照会は、次に掲げる書類等各1通を提出させることにより行わせる。なお、<u>照会者が郵便、信書便、宅配便その他これらに準ずる方法により提出することを希望する場合について、税関が受け付けることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められるときには、これらの方法により税関の本関に提出することを認めて差し支えない。</u></p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 文書回答手続等</p> <p>照会に対する文書回答手続等は、次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 文書回答の対象となる照会に対する回答書の交付等</p> <p>(イ) 検討部門は、照会の内容が文書回答の対象となる場合には、上記(4)により決定した回答書(案)に基づき、「事前教示回答書(変更通知書兼用)」(C-1000-1)又は「事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)」(C-1000-3)(以下この項において「回答書」という。)に必要回答事項を記載し、押印した上、これを原本として照会書(補足説明書を含む。)の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付して差し支えない。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 提出書類等</p> <p>照会は、次に掲げる書類等各1通を提出させることにより行わせる。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>ハ及びニ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 文書回答手続等</p> <p>照会に対する文書回答手続等は、次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 文書回答の対象となる照会に対する回答書の交付等</p> <p>(イ) 検討部門は、照会の内容が文書回答の対象となる場合には、上記(4)により決定した回答書(案)に基づき、「事前教示回答書(変更通知書兼用)」(C-1000-1)又は「事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)」(C-1000-3)(以下この項において「回答書」という。)に必要回答事項を記載し、押印した上、これを原本として照会書(補足説明書を含む。)の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付するものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注) (省略)</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(6)~(10) (省略)</p>	<p>(注) (同左)</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(6)~(10) (同左)</p>

財 関 第 516 号
令和 3 年 6 月 29 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長
田島 淳志

分類例規の一部改正について

たらこ調製品に係る分類明確化のため、分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日付蔵関第 1299 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、令和 3 年 10 月 1 日以降申告される貨物について適用されたい。

記

分類例規の一部を次のように改正する。

第 2 部（国内分類例規）中、別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前				
1604. 20	<p><u>1. たらこ（たらの卵）の調製品の関税分類について</u></p> <p><u>たらこの調製品は、たらの卵巣（魚卵）を加工した調製食料品であり、一般に、すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）の卵（卵巣膜に包まれたもの）を、塩等を含有する調味液に浸漬すること又は塩漬けた後に調味液に浸漬すること等により製造される。</u></p> <p><u>たらの卵巣を調味液に浸漬して製造した物品のうち、塩以外の調味料（「食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）」に定められる加工食品のうち砂糖類及び、「食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）」において味の付与又は味覚の向上若しくは改善のために使用される添加物として指定された物質を含む。以下同じ。）をある程度含有している場合は、原則として関税率表第 3 類に規定された方法以外の方法により調製（調味）したものと認め、同表第 16.04 項に分類する。</u></p> <p><u>例えば、すけそうだらの卵を調味液に浸漬したものについては、塩以外の調味料の含有量の合計が全重量の 4.5% 以上である場合、調製したものと認め、同表第 16.04 項（1604.20 号-1-(1)）に分類する。</u></p> <p><u>ただし、附属器官（例えば、卵巣膜）が除去され、かつ、塩蔵されたものは、調味料の含有量に関わらず同表第 16.04 項に分類される（関税率表解説第 16.04 項参照）。</u></p> <p><u>また、調味液への浸漬に加え、くん製、炙り、蒸し等の他の加工工程を経た物品及び、唐辛子等を含有する物品には、上記によらずとも同表第 16.04 項に分類されるものがある。</u></p> <p><u>同表第 16.04 項に分類される物品には、例えば次のようなものがある。</u></p> <p><u>（1）すけそうだらの卵を調味液に浸漬し、冷凍したもの（成分割合）</u></p> <table border="0" data-bbox="385 1388 1088 1420"> <tr> <td>すけそうだらの卵</td> <td>86.8%</td> <td>塩</td> <td>7.4%</td> </tr> </table>	すけそうだらの卵	86.8%	塩	7.4%		(新 規)
すけそうだらの卵	86.8%	塩	7.4%				

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>L-グルタミン酸</u> 2.5% <u>グルコン酸ナトリウム</u> 1.5%</p> <p><u>D-ソルビトール</u> 1.2% <u>乳酸カルシウム</u> 0.1%</p> <p><u>L-アスコルビン酸</u> 0.5% <u>発色剤</u> 微量</p> <p><u>着色料</u> 微量</p> <p><u>分類：塩以外の調味料（L-グルタミン酸ナトリウム、グルコン酸ナトリウム、D-ソルビトール及び乳酸カルシウム）の含有量の合計が全重量の4.5%以上であることから、調製したたらこと認め、同表第 16.04 項（1604.20 号-1-(1)）に分類する。</u></p>	
<p><u>(2) すけそうだらの卵を調味液に浸漬し、冷蔵したもの</u> <u>(成分割合)</u></p> <p><u>すけそうだらの卵</u> 90.1% <u>塩</u> 4.5%</p> <p><u>ぶどう糖</u> 2.5% <u>L-グルタミン酸ナトリウム</u> 2.1%</p> <p><u>DL-リンゴ酸ナトリウム</u> 0.5% <u>乳酸カルシウム</u> 0.3%</p> <p><u>着色料</u> 微量 <u>L-アスコルビン酸</u> 微量</p> <p><u>発色剤</u> 微量</p> <p><u>分類：塩以外の調味料（ぶどう糖、L-グルタミン酸ナトリウム、DL-リンゴ酸ナトリウム及び乳酸カルシウム）の含有量の合計が全重量の4.5%以上であることから、調製したたらこと認め、同表第 16.04 項（1604.20 号-1-(1)）に分類する。</u></p>	
<p><u>(3) すけそうだらの卵を調味液に浸漬した後にくん製し、冷凍したもの</u> <u>(成分割合)</u></p> <p><u>すけそうだらの卵</u> 91.2% <u>塩</u> 4.5%</p> <p><u>ぶどう糖</u> 2.0% <u>L-グルタミン酸</u> 1.6%</p>	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																
<table border="0"> <tr> <td><u>DL-リンゴ酸ナトリウム</u></td> <td><u>0.4%</u></td> <td><u>ナトリウム</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>酢酸ナトリウム</u></td> <td><u>0.1%</u></td> <td><u>コハク酸二ナトリウム</u></td> <td><u>0.2%</u></td> </tr> <tr> <td><u>発色剤</u></td> <td><u>微量</u></td> <td><u>ウム</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"><u>分類：塩以外の調味料（ぶどう糖、L-グルタミン酸ナトリウム、DL-リンゴ酸ナトリウム、コハク酸二ナトリウム及び酢酸ナトリウム）及びくん製により調製したたらこと認め、同表第 16.04 項（1604.20 号-1-(1)）に分類する。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4"><u>(4) すけそうだらの卵を唐辛子を含む調味液に浸漬し、冷蔵したもの</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4"><u>(成分割合)</u></td> </tr> <tr> <td><u>すけそうだらの卵</u></td> <td><u>92.2%</u></td> <td><u>塩</u></td> <td><u>3.5%</u></td> </tr> <tr> <td><u>D-ソルビトール</u></td> <td><u>2.0%</u></td> <td><u>L-グルタミン酸ナトリウム</u></td> <td><u>1.3%</u></td> </tr> <tr> <td><u>唐辛子</u></td> <td><u>0.7%</u></td> <td><u>乳酸カルシウム</u></td> <td><u>0.3%</u></td> </tr> <tr> <td><u>着色料</u></td> <td><u>微量</u></td> <td><u>L-アスコルビン酸ナトリウム</u></td> <td><u>微量</u></td> </tr> <tr> <td><u>発色剤</u></td> <td><u>微量</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"><u>分類：塩以外の調味料（D-ソルビトール、L-グルタミン酸ナトリウム、乳酸カルシウム）及び唐辛子により調製したたらこと認め、同表第 16.04 項（1604.20 号-1-(1)）に分類する。</u></td> </tr> </table>	<u>DL-リンゴ酸ナトリウム</u>	<u>0.4%</u>	<u>ナトリウム</u>		<u>酢酸ナトリウム</u>	<u>0.1%</u>	<u>コハク酸二ナトリウム</u>	<u>0.2%</u>	<u>発色剤</u>	<u>微量</u>	<u>ウム</u>		<u>分類：塩以外の調味料（ぶどう糖、L-グルタミン酸ナトリウム、DL-リンゴ酸ナトリウム、コハク酸二ナトリウム及び酢酸ナトリウム）及びくん製により調製したたらこと認め、同表第 16.04 項（1604.20 号-1-(1)）に分類する。</u>				<u>(4) すけそうだらの卵を唐辛子を含む調味液に浸漬し、冷蔵したもの</u>				<u>(成分割合)</u>				<u>すけそうだらの卵</u>	<u>92.2%</u>	<u>塩</u>	<u>3.5%</u>	<u>D-ソルビトール</u>	<u>2.0%</u>	<u>L-グルタミン酸ナトリウム</u>	<u>1.3%</u>	<u>唐辛子</u>	<u>0.7%</u>	<u>乳酸カルシウム</u>	<u>0.3%</u>	<u>着色料</u>	<u>微量</u>	<u>L-アスコルビン酸ナトリウム</u>	<u>微量</u>	<u>発色剤</u>	<u>微量</u>			<u>分類：塩以外の調味料（D-ソルビトール、L-グルタミン酸ナトリウム、乳酸カルシウム）及び唐辛子により調製したたらこと認め、同表第 16.04 項（1604.20 号-1-(1)）に分類する。</u>				
<u>DL-リンゴ酸ナトリウム</u>	<u>0.4%</u>	<u>ナトリウム</u>																																															
<u>酢酸ナトリウム</u>	<u>0.1%</u>	<u>コハク酸二ナトリウム</u>	<u>0.2%</u>																																														
<u>発色剤</u>	<u>微量</u>	<u>ウム</u>																																															
<u>分類：塩以外の調味料（ぶどう糖、L-グルタミン酸ナトリウム、DL-リンゴ酸ナトリウム、コハク酸二ナトリウム及び酢酸ナトリウム）及びくん製により調製したたらこと認め、同表第 16.04 項（1604.20 号-1-(1)）に分類する。</u>																																																	
<u>(4) すけそうだらの卵を唐辛子を含む調味液に浸漬し、冷蔵したもの</u>																																																	
<u>(成分割合)</u>																																																	
<u>すけそうだらの卵</u>	<u>92.2%</u>	<u>塩</u>	<u>3.5%</u>																																														
<u>D-ソルビトール</u>	<u>2.0%</u>	<u>L-グルタミン酸ナトリウム</u>	<u>1.3%</u>																																														
<u>唐辛子</u>	<u>0.7%</u>	<u>乳酸カルシウム</u>	<u>0.3%</u>																																														
<u>着色料</u>	<u>微量</u>	<u>L-アスコルビン酸ナトリウム</u>	<u>微量</u>																																														
<u>発色剤</u>	<u>微量</u>																																																
<u>分類：塩以外の調味料（D-ソルビトール、L-グルタミン酸ナトリウム、乳酸カルシウム）及び唐辛子により調製したたらこと認め、同表第 16.04 項（1604.20 号-1-(1)）に分類する。</u>																																																	

たらこ調製品の分類明確化のための国内分類例規（関税局長通達）

1604.20号 1. たらこ（たら卵）の調製品の関税分類について

たらこの調製品は、たら卵（魚卵）を加工した調製食品であり、一般に、すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）の卵（卵巣膜に包まれたもの）を、塩等を含有する調味液に浸漬すること又は塩漬けした後に調味液に浸漬すること等により製造される。

たら卵を調味液に浸漬して製造した物品のうち、塩以外の調味料（「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」に定められる加工食品のうち砂糖類及び、「食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）」において味の付与又は味覚の向上若しくは改善のために使用される添加物として指定された物質を含む。以下同じ。）をある程度含有している場合は、原則として関税率表第3類に規定された方法以外の方法により調製（調味）したものと認め、同表第16.04項に分類する。

例えば、すけそうだらの卵を調味液に浸漬したものについては、塩以外の調味料の含有量の合計が全重量の4.5%以上である場合、調製したものと認め、同表第16.04項（1604.20号-1-(1)）に分類する。

ただし、附属器官（例えば、卵巣膜）が除去され、かつ、塩蔵されたものは、調味料の含有量に関わらず同表第16.04項に分類される（関税率表解説第16.04項参照）。

また、調味液への浸漬に加え、くん製、炙り、蒸し等の他の加工工程を経た物品及び、唐辛子等を含有する物品には、上記によらずとも同表第16.04項に分類されるものがある。

同表第16.04項に分類される物品には、例えば次のようなものがある。

(1) すけそうだらの卵を調味液に浸漬し、冷凍したもの

(成分割合)

すけそうだらの卵	86.8%	塩	7.4%
Ｌーグルタミン酸ナトリウム	2.5%	グルコン酸ナトリウム	1.5%
Ｄーソルビトール	1.2%	乳酸カルシウム	0.1%
Ｌーアスコルビン酸ナトリウム	0.5%	発色剤	微量
着色料	微量		

分類：塩以外の調味料（Ｌーグルタミン酸ナトリウム、グルコン酸ナトリウム、Ｄーソルビトール及び乳酸カルシウム）の含有量の合計が全重量の4.5%以上であることから、調製したたらここと認め、同表第16.04項（1604.20号-1-(1)）に分類する。

(2) すけそうだらの卵を調味液に浸漬し、冷蔵したもの

(成分割合)

すけそうだらの卵	90.1%	塩	4.5%
ぶどう糖	2.5%	Ｌーグルタミン酸ナトリウム	2.1%
ＤＬーリンゴ酸ナトリウム	0.5%	乳酸カルシウム	0.3%
着色料	微量	Ｌーアスコルビン酸ナトリウム	微量
発色剤	微量		

分類：塩以外の調味料（ぶどう糖、Ｌーグルタミン酸ナトリウム、ＤＬーリンゴ酸ナトリウム

及び乳酸カルシウム)の含有量の合計が全重量の4.5%以上であることから、調製した
 たらこと認め、同表第16.04項(1604.20号-1-(1))に分類する。

(3) すけそうだらの卵を調味液に浸漬した後にくん製し、冷凍したもの

(成分割合)

すけそうだらの卵	91.2%	塩	4.5%
ぶどう糖	2.0%	Ｌ-グルタミン酸ナトリウム	1.6%
Ｄ-ラーリンゴ酸ナトリウム	0.4%	コハク酸二ナトリウム	0.2%
酢酸ナトリウム	0.1%	Ｌ-アスコルビン酸ナトリウム	微量
発色剤	微量		

分類:塩以外の調味料(ぶどう糖、Ｌ-グルタミン酸ナトリウム、Ｄ-ラーリンゴ酸ナトリウム、
 コハク酸二ナトリウム及び酢酸ナトリウム)及びくん製により調製したたらこと認め、
 同表第16.04項(1604.20号-1-(1))に分類する。

(4) すけそうだらの卵を唐辛子を含む調味液に浸漬し、冷蔵したもの

(成分割合)

すけそうだらの卵	92.2%	塩	3.5%
Ｄ-ソルビトール	2.0%	Ｌ-グルタミン酸ナトリウム	1.3%
唐辛子	0.7%	乳酸カルシウム	0.3%
着色料	微量	Ｌ-アスコルビン酸ナトリウム	微量
発色剤	微量		

分類:塩以外の調味料(Ｄ-ソルビトール、Ｌ-グルタミン酸ナトリウム、乳酸カルシウム)
 及び唐辛子により調製したたらこと認め、同表第16.04項(1604.20号-1-(1))に分類
 する。

分類例規(昭和62年12月23日付蔵関第1299号)の
一部改正について (財関第516号 R3. 6. 29)

改正の主なポイント

すけそうだらの卵を調味液に浸漬した物品について、塩以外の調味料(注)の含有量の合計が全重量の4.5%以上であれば、調製(調味)したのものとして分類されることを明確化

《解説》

1. 上記基準を満たす場合は、関税率表第3類に規定された方法以外の方法により調製(調味)したものと認め、同表第16.04項に分類する。
2. なお、附属器官(卵巣膜等)が除去され、かつ、塩蔵されたものは、調味料の含有量に関わらず同表16.04項に分類される。
また、調味液への浸漬に加え、くん製、炙り、蒸し等の他の加工工程を経た物品及び唐辛子等を含有する物品には、調味料の含有量の合計が全重量の4.5%未満であっても同表16.04項に分類されるものがある。

(注)調味料とは、「食品表示基準」に定められる加工食品のうち砂糖類及び、「食品表示基準について」において味の付与又は味覚の向上若しくは改善のために使用される添加物として指定された物質を含む。